平成２１年（フ）第２６３６号
札幌市北区新琴似２条13丁目１番２号　コーポみやかわ202号
債務者　竹本　知美
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６４０号
札幌市豊平区中の島１条１丁目１番15号　マンション榮弘８号
債務者　山内　槙子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６４３号
札幌市西区発寒１条２丁目４番３号　パークハイム１・２―201号
債務者　伊藤由美子（旧姓本庄）
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６４４号
札幌市手稲区稲穂１条７丁目３番12―301号
債務者　田島智恵子
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６５２号
札幌市中央区南15条西５丁目３番１号　カサデューク33―101号
債務者　佐々木宏子（旧姓遠田）
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第９３号
北海道登別市富士町５丁目37番地４
債務者　平　　智恵
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１２０号
北海道虻田郡洞爺湖町高砂町97番地４
債務者　古山　睦久
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第１８号
北海道紋別市元紋別134番地の５
債務者　菊地　孝雄
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　旭川地方裁判所紋別支部

平成２１年（フ）第８４号
岩手県奥州市水沢区真城字北野43番地９
債務者　松本多喜子
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第８５号
岩手県奥州市水沢区真城字北野43番地９
債務者　松本　時男
1　決定年月日時　平成21年８月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　盛岡地方裁判所水沢支部

平成２１年（フ）第２８２号
群馬県甘楽郡甘楽町大字福島626番地４
債務者　新井　秀世
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２８３号
群馬県甘楽郡甘楽町大字福島626番地４
債務者　新井　愛子（旧姓野中）
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第２９９号
群馬県高崎市吉井町長根1443番地４
債務者　新井　一慶
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３０２号
群馬県高崎市上小塙町857番地９
債務者　中曽根則之
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第３０５号
群馬県高崎市中居町２丁目22番地１　県住G棟170号
債務者　佐々木　円
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２１年（フ）第４２８号
埼玉県川越市大字笠幡4898番地３　レオパレスアネックス205号室
債務者　高橋　健一
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４４３号
埼玉県富士見市針ケ谷１丁目10番地９　西ハイツ106、前住所埼玉県志木市中宗岡３丁目11番11号
債務者　木田真理子（旧姓米良）
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２１年（フ）第４４７号
埼玉県川越市大字藤間869番地10　ピアヴァレイ105号室
債務者　曽我　幹男
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月21日まで　さいたま地方裁判所川越支部